

地域女性活躍推進交付金実施要領

制 定 平成 27 年 2 月 12 日府共第 96 号
改 正 平成 28 年 1 月 21 日府共第 31 号
最終改正 平成 28 年 10 月 17 日府共第 815 号
内閣府男女共同参画局長通知

第 1 目的

この実施要領は、地域女性活躍推進交付金交付要綱（平成 28 年 10 月 17 日付け府共第 816 号内閣府事務次官通知。以下「交付要綱」という。）第 3 第 1 項の規定に基づき、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、地域の实情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。

第 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第 3 事業内容

- 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく都道府県推進計画又は同条第 2 項の規定に基づく市町村推進計画の策定又は策定に先行して行う、推進計画に位置付けられ、又は位置付けられる見込みの事業であり、地域における関係団体・企業等が連携した上で行う、次に掲げる取組を実施するものとする。
 - (1) 域内における女性の活躍推進に関する施策についての計画の策定
 - (2) (1) の計画に基づく女性の活躍推進に資する取組の実施
 - (3) (1) 及び (2) の実施による効果の検証及び今後の課題の整理
- 2 都道府県又は市町村は、(1) から (3) までに掲げる全ての取組を本事業において実施するものとする。

第 4 委託

- (1) 都道府県又は市町村が適切と認める団体に、本事業の一部を委託することが必要かつ合理的・効果的な業務については委託を行うことができるものとする。この場合において、委託を行う都道府県又は市町村は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも都道府県又は市町村であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、委託契約を締結するに当たっては、当該都道府県又は市町村の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とし、これによりがたい場合であっても、各都道府県又は市町村の財務規則等に基づく適正な手続によりこれを行うこと。

第 5 事業実施に当たっての留意点

- (1) 都道府県又は市町村は、本事業の実施に当たり連携する団体のほか、女性活躍推進

法に基づく協議会等を活用するなど、地域内の他団体・企業等と可能な限り連携を図り、地域ぐるみの取組となるよう留意するものとする。

(2) 本事業の対象経費と重複して、各府省が所管する補助金等の交付を受けてはならない。

第6 事業の検査等

(1) 大臣は、事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県及び市町村に報告を求め、又は内閣府職員に事業場に立ち入り、帳簿書類等その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 大臣は、(1)の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付要綱又は本要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県又は市町村に対して、事業の中止、若しくは変更又は交付要綱若しくは本要領の内容に適合させるための措置を取ることが命ずることができる。

附 則

この要領は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月17日から施行する。